

# 社会福祉法人町田市社会福祉協議会福祉基金規程

社会福祉法人町田市社会福祉協議会福祉基金規程（昭和63年3月29日制定）の全部を改正する。

## （設置）

第1条 地域福祉の推進を図る事業の資金に充てるため、町田市社会福祉協議会福祉基金（以下「福祉基金」という。）を設置する。

## （積立）

第2条 福祉基金には、町田市の拠出する資金及び社会福祉協議会の資金等を積み立てるものとする。

2 福祉基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

## （管理）

第3条 福祉基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## （運用益金の処理）

第4条 福祉基金の運用から生ずる収益は、町田市社会福祉協議会一般会計収入支出予算に計上して、地域福祉の推進を図る事業の経費に充てるものとする。

## （処分）

第5条 福祉基金の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

## （委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、福祉基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 この規程の制定により福祉基金規程（昭和63年3月29日制定）は廃止する。

平成24年8月17日 制 定